

岡山県建築工事積算基準

令和8年3月1日

岡山県土木部都市局建築営繕課

目次

I	工事費積算基準	1
1	目的	
2	工事費の種別及び区分	
3	工事費の構成	
4	工事費内訳書	
5	直接工事費	
6	共通費	
7	消費税等相当額	
8	設計変更における工事費	
II	共通費積算基準	3
1	共通費の区分と内容	
2	共通仮設費の算定	
3	現場管理費の算定	
4	一般管理費等の算定	
5	その他	
III	単価積算基準	12
1	基本的事項	
2	単価及び価格の算定	
3	歩掛り	
4	単価及び価格の適用	
5	物価資料の掲載価格	
6	製造業者又は専門工事業者の見積価格等	
7	設計変更時の取り扱い	
IV	その他	16
1	設計金額の表示単位について	
別表		17

I 工事費積算基準

1 目的

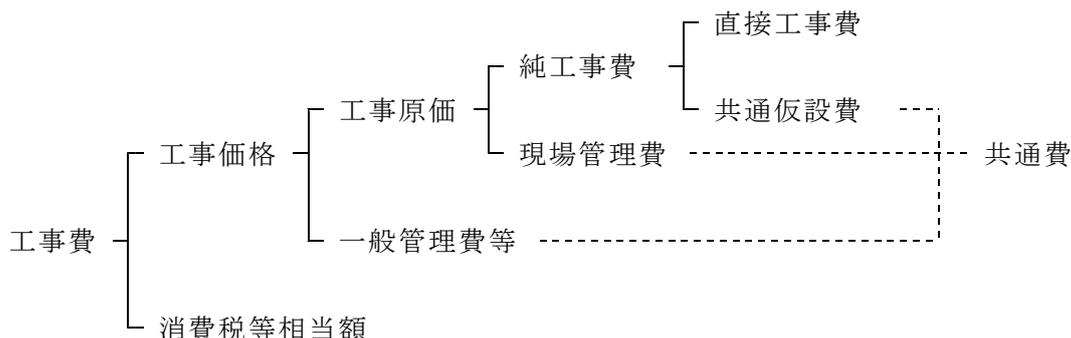
この基準は、岡山県土木部都市局建築営繕課の発注する建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

2 工事費の種別及び区分

工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

3 工事費の構成

工事費の構成は、次のとおりとする。



4 工事費内訳書

工事費内訳書は、「公共建築工事内訳書標準書式」による。

5 直接工事費

直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。

(1) 算定の方法

算定の方法は、次のアからウによる。

ア 材料価格及び機器類価格（以下「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。

イ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。

ウ ア又はイによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

(2) 単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格については、「Ⅲ 単価積算基準」による。

(3) 数量

算定の方法に用いる数量は、建築工事については、「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事については、「公共建築設備数量積算基準」による。

6 共通費

共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については「Ⅱ 共通費積算基準」による。

(1) 共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

(2) 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる。

7 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

8 設計変更における工事費

設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、原則として当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

II 共通費積算基準

1 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－１、表－２並びに表－３及び表－４の内容を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

表－１ 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに端材等の処分及び除雪に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、B I M、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－２ 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）、現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）

	に要する費用。
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用
退職金	現場従業員に対する退職金給与引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－３ 一般管理費

項目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び役員賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及びその他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料

契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれかの項目にも属さない費用

表－４ 付加利益等

内 容
法人税、都道府県民税、市町村民税等（表－３の租税公課に含むものを除く）
株主配当金
役員賞与（損金算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料、支払保険料その他の営業外費用

２ 共通仮設費の算定

（１）算定の基本

共通仮設費＝（直接工事費×共通仮設費率）＋積み上げによる共通仮設費

ア 共通仮設費は、表－１の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。

ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費（産業廃棄物の処理に係る税を含む。）を含まないものとする。

イ 共通仮設費率は、別表－１から別表－７によるものとする。

なお、共通仮設費率に含まれない内容（別表－１８，１９）については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。

ウ 共通仮設費率の算定に用いるＴ（工期）は、指名通知または入札公告に示された開札日から工期末までの期間の日数とするが、開札から契約までを考慮し、指名競争入札にあっては１５日を減じ、一般競争入札にあっては２２日を減じ、議会の議決を経なければならぬものにあつては議会の採決日（前年度の当該会の採決日を参考とする。）までの日数を減じる。

なお、月単位の換算は、３０日／月にて除す。その値は小数点以下第２位を四捨五入して１位止めとする。

エ 共通仮設費率に含まれる内容は表－５及び表－６とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。

- ・現場環境改善費
- ・工事場所以外の屋外整理清掃費
- ・新たな施策等の試行による特別な費用

表－５ 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	敷地整理（新宮の場合）、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、監理事務所の通常の備品、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用

工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用（積込み、運搬費及び処分費）
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表－6 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用。
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用（積込み、運搬費及び処分費）
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

(2) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事の率に含めて算定する。

(3) 監理事務所を設けない場合の補正

建築工事において、監理事務所を設けない場合は、共通仮設費率（K_r）に以下の補正值を乗じる。

直接 工事費	1000万円 未満	1000万円以上50億円以下	50億円を 超える
補正值	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log}_e P$	
P：直接工事費（千円）			
注1）補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。			
注2）設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のK _r に乗じる。			

(4) 処分費の取り扱いについて

ア 発生材処分費は、建設発生土処分費を含む。

イ 発生材処分費（産業廃棄物の処理に係る税を含む。）を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費を算定しない。

(5) リース料の取り扱いについて

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。

(6) 直接工事費が別表－１から別表－７の（注３）で定める範囲を外れる場合の取り扱いについて

原則として算定式により算定された率を採用する。

(7) 設計変更の取り扱いについて

設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

(8) 共通仮設費率の留意事項

ア 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。

- ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用
- ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用

イ 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費

- ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工事用）
- ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工事用）

3 現場管理費の算定

(1) 算定の基本

現場管理費＝（純工事費×現場管理費率）＋積み上げによる現場管理費

ア 現場管理費は、表－２の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。

ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、処分費（産業廃棄物の処理に係る税を含む。）を含まないものとする。

イ 現場管理費率は、別表－８から別表－１４によるものとする。

なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算するが、要員に関するものについては下記による。

(ア) 要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）は、積み上げにより算定して加算する。

ウ 現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、指名通知または入札公告に示された

開札日から工期末までの期間の日数とするが、開札から契約までを考慮し、指名競争入札にあっては15日を減じ、一般競争入札にあっては22日を減じ、議会の議決を経なければならないものにあつては議会の採決日（前年度の当該会の採決日を参考とする。）までの日数を減じる。

なお、月単位の換算は、30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

エ 現場管理費率に含まれる内容は表－2による。

(2) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事の率を含めて算定する。

(3) 処分費の取り扱いについて

ア 発生材処分費は、建設発生土処分費を含む。

イ 発生材処分費（産業廃棄物の処理に係る税を含む。）を含めて発注する場合、これらの費用の現場管理費を算定しない。

(4) リース料の取り扱いについて

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。

(5) 純工事費が別表－8から別表－14の（注3）で定める範囲を外れる場合の取り扱いについて

原則として算定式により算定された率を採用する。

(6) 支給材を使用する工事の取り扱いについて

支給材（発注者等が購入・製作した資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。

ただし、再利用資機材については算定しない。

(7) 設計変更の取り扱いについて

設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

(8) 現場管理費率の留意事項

ア 現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

- ・本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。
- ・検査、試験の支援に要する費用
- ・施工図作成の支援に要する費用
- ・その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事し

た場合に要する費用

- ・各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。
- ・本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用
- ・現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用

4 一般管理費等の算定

(1) 算定の基本

一般管理費等 = (工事原価 × 一般管理費等率) + 積み上げによる一般管理費等

ア 一般管理費等は、表-3及び表-4の内容について、工事原価（産業廃棄物の処理に係る税を除く。）に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、次のとおり補正する。

(ア) 発注者が金銭的保証を必要とする場合（通常の契約）は、工事原価に0.04%を乗じた額を加算する。

(イ) 岡山県財務規則（昭和61年3月20日）第152条第3項の規定による場合は補正しない。

イ 産業廃棄物の処理に係る税を含めて発注する場合、これらの費用の一般管理費等を算定しない。

ウ 一般管理費等率は、別表-15から別表-17による。

(2) 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が35パーセント以下において一般管理費等を算定する場合は、別表-20の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じる。

なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

(3) 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用について

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を積み上げにより算出し、一般管理費等に加算する。

(4) 設計変更の取り扱いについて

設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

ただし、設計変更については契約保証費にかかる補正を行わない。

5 その他

(1) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合について

ア 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

イ 共通仮設費率及び現場管理費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事の共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する新営工

事と改修工事の現場管理費率とする。

ウ 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費又は現場管理費に計上する。

エ 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

オ 工事の内容により指定部分（設計図書により、発注者が工事の完成に先立って部分的に引渡しを受ける部分として指定した部分をいう。以下同じ。）と指定部分以外を分けて算定することができる。

ただし、別表-21に示すような工事内容及び工期が異なるが一括する工事の関連性が認められる場合若しくは工事工程の一部を先行して完成させる場合は、指定部分と指定部分以外を分けて算定せず、工事全体として算定する。

(2) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合について

ア 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定する。

イ 共通仮設費率及び現場管理費率は、それぞれの敷地の工事毎の直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。

ウ 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に計上する。

エ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事毎の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(3) 同一敷地又は隣接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合について

ア 共通仮設費及び現場管理費は、同一敷地全体又は隣接した敷地を一括して算定する。

イ 共通仮設費率及び現場管理費率は、同一敷地全体又は隣接した敷地における直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する現場管理費率とする。

ウ 一般管理費等は、それぞれの工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

エ 工事の内容により指定部分と指定部分以外を分けて算定することができる。

ただし、別表-21に示すような工事内容及び工期が異なるが一括する工事の関連性が認められる場合若しくは工事工程の一部を先行して完成させる場合は、指定部分と指定部分以外を分けて算定せず、工事全体として算定する。

(4) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合について

ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

イ 主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。

ウ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があつた場合においても、原則として変更しない。

(5) 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合について
共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。

(6) とりこわし工事等を単独で発注する場合の共通費について
以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

- ・ とりこわし工事
- ・ 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
- ・ 造園工事
- ・ 舗装工事
- ・ さく井設備工事、等

Ⅲ 単価積算基準

1 基本的事項

この基準は、建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、本基準以外については、公共建築工事標準単価積算基準（以下「単価基準」という。）第2編から第5編及び公共建築工事積算基準等資料（以下「基準等資料」という。）第4編第2章から第5章による。

2 単価及び価格の算定

(1) 材料価格等

材料価格等は、積算時の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

なお、材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨、木材及びスクラップの価格変動が大きい資材並びに建物毎に個別性が高い機器等の単価及び価格をいい、物価資料の掲載価格による場合、その適用については別表-23のとおりとする。

(2) 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所要量という。」）から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。

ア 材料単価

材料単価は、物価資料の掲載価格等による。

なお、物価資料の掲載価格による場合、その適用については別表-24のとおりとする。

イ 労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、所定労働時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。

ウ 機械器具費

機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。

エ 仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

オ その他

「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。表-8参照。）、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。

(3) 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果に基づく単位施工当たりの価格であり、材料費、労務費、機械器具費等（専門工事業者の諸経

費を含む。)によって構成される。単価基準第2編から第4編に定める工種に適用するものとし、その適用は別表-25のとおりとする。なお、物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用することができる。

また、規格・仕様が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定(以下「補正市場単価」という。)することができ、補正方法は次の式によるものとし、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りについては基準等資料の各章による。

補正市場単価 A' = 市場単価 A × 算定式

算定式 = $a' \div a$

a' = 補正市場単価 A' の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

a = 市場単価 A の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

(4) 単位施工単価

単位施工単価は、複合単価の算定方法と元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果を組み合わせることにより求められる価格であり、市場における取引実態を反映しつつも、単位施工当たりに必要とされる標準的な材料費、労務費等の内訳を把握できるようにした単価である。

細目工種を代表する規格・仕様の単位施工単価(以下「ベース単価」という。)は、(2)複合単価の算定方法により算定し、それ以外の規格・仕様の単位施工単価(以下「シフト単価」という。)は、ベース単価との乖離を、元請業者と下請の専門工事業者間の取引の調査結果に基づき、次に示すとおり調整して算定する。

$$\text{シフト単価} = \text{ベース単価} \times \frac{\text{シフト単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}{\text{ベース単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}$$

ベース単価は、工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定することを基本とし、シフト単価は物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用して調整することにより、その単価を算定することができ、補正方法は次に式によるものとし、補正単位施工単価の細目工種については基準等資料の各章による。

$$\text{工事場所のシフト単価} = \frac{\text{工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定したベース単価} \times \text{物価資料等掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のシフト単価}}{\text{物価資料等掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価}}$$

(5) 上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等(下請経費を含む。)を参考に定める。物価資料の材工単価の適用については別表-25のとおりとする。

3 歩掛り

「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準第2

編から第4編に定める歩掛りを標準（「標準歩掛り」という。）とし、その他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」による。なお、歩掛りにおける構成については次による。

また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」及び市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料」を参考とする。

(1) 材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。

(2) 労務

労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。

(3) 機械器具

機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。

(4) その他

「その他」は、別表-26から別表-28の工種毎の率による。また、「その他」の率は中間値+1%を標準※とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額、環境安全費及び会社経費を適切に反映した率を設定する。

※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算。対象は別表26~28に示された工種とする。

4 単価及び価格の適用

単価及び価格の適用については、単価基準第2編から第5編によるほか次による。

- (1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。
- (2) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。
- (3) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。
- (4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。
- (5) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含まない。
- (6) 寒冷地における除雪に関する費用及び寒中養生のための費用等は、実状に応じて積算する。離島等における工事の積算にあたっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無及び運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて積算する。

5 物価資料の掲載価格

- (1) 単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）、建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の平均値を

採用する。

- (2) 市場単価及び材工単価は、建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」又は「（標準）施工単価」の平均値を採用する。
- (3) 単位施工単価のうちシフト単価は、建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事単位施工単価」の平均値を採用する。

6 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。

なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

7 設計変更時の取り扱い

設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。

表－8 製造業者・専門工事業者の諸経費（下請経費）

製造業者・専門工事業者の諸経費とは、製造業者・専門工事業者の現場管理費及び一般管理費等であり、その内容は以下のとおりとする。	
現場管理費とは、工事施工に当たり現場で必要とする費用であり、一般管理費等とは製造業者・専門工事業者の継続運営に必要な費用と付加利益である。	
現場管理費	労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、その他の現場管理に要する費用
一般管理費等	役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益

IV その他

1 設計金額の表示単位について

設計金額の表示単位は次のとおりとする。

名称	数値処理	単位（円）
直接工事費	—	円止まり
共通仮設費（率算定分）	—	円止まり
共通仮設費（積上分）	—	円止まり
現場管理費（率算定分）	—	円止まり
現場管理費（積上分）	—	円止まり
一般管理費等（率算定分）	工事価格が1万円単位となるように、率算定分と積上分の合計1万円未満を端数調整	円止まり
一般管理費等（積上分）		円止まり
工事価格	—	1万円止まり
消費税等相当額	—	円止まり
工事費	—	円止まり

別表－1 共通仮設費率（新営建築工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ (注2・3) K_r : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。 e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq P \leq 5,000,000$ (千円) (注4) K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－2 共通仮設費率（改修建築工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$ (注2・3) K_r : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。 e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000$ (千円) $\leq P \leq 1,000,000$ (千円) (注4) K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－3 共通仮設費率（新営電気設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ (注2・3) K_r : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。 e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq P \leq 1,000,000$ (千円) (注4) K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－４ 共通仮設費率（改修電気設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ (注2・3) K_r : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e()$ を表す。 e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000$ (千円) $\leq P \leq 1,000,000$ (千円) (注4) K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－５ 共通仮設費率（新営機械設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$ (注2・3) K_r : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e()$ を表す。 e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq P \leq 1,000,000$ (千円) (注4) K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－６ 共通仮設費率（改修機械設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ (注2・3) K_r : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e()$ を表す。 e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000$ (千円) $\leq P \leq 1,000,000$ (千円) (注4) K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－7 共通仮設費率（昇降機設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(4.577 - 0.323 \times \log_e P)$ (注2・3) $K_r : \text{共通仮設費率}(\%)$ (注4) $P : \text{直接工事費(千円)}$
<p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数$e^{(\)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。</p> <p>(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $5,000(\text{千円}) \leq P \leq 500,000(\text{千円})$</p> <p>(注4) K_rの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表－8 現場管理費率（新営建築工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e N_p + 0.831 \times \log_e T)$ (注2・3) $J_o : \text{現場管理費率}(\%)$ (注4) $N_p : \text{純工事費(千円)}$ $T : \text{工期(か月)}$
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数$e^{(\)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。</p> <p>(注3) N_pが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 5,000,000(\text{千円})$</p> <p>(注4) J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表－9 現場管理費率（改修建築工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e N_p + 0.773 \times \log_e T)$ (注2・3) $J_o : \text{現場管理費率}(\%)$ (注4) $N_p : \text{純工事費(千円)}$ $T : \text{工期(か月)}$
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数$e^{(\)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。</p> <p>(注3) N_pが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 1,000,000(\text{千円})$</p> <p>(注4) J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表－10 現場管理費率（新営電気設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(5.961 - 0.387 \times \log_e N_p + 0.629 \times \log_e T)$ (注2・3) J_o : 現場管理費率 (%) (注4) N_p : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq N_p \leq 1,000,000$ (千円) (注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－11 現場管理費率（改修電気設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(6.038 - 0.431 \times \log_e N_p + 0.736 \times \log_e T)$ (注2・3) J_o : 現場管理費率 (%) (注4) N_p : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000$ (千円) $\leq N_p \leq 1,000,000$ (千円) (注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－12 現場管理費率（新営機械設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(4.723 - 0.252 \times \log_e N_p + 0.428 \times \log_e T)$ (注2・3) J_o : 現場管理費率 (%) (注4) N_p : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq N_p \leq 1,000,000$ (千円) (注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－13 現場管理費率（改修機械設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(6.221 - 0.461 \times \log_e N_p + 0.800 \times \log_e T)$ (注2・3) J_o : 現場管理費率 (%) (注4) N_p : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e()$ を表す。 e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000$ (千円) $\leq N_p \leq 1,000,000$ (千円) (注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－14 現場管理費率（昇降機設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(7.438 - 0.448 \times \log_e N_p)$ (注2・3) J_o : 現場管理費率 (%) (注4) N_p : 純工事費 (千円)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e()$ を表す。 e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $5,000$ (千円) $\leq N_p \leq 500,000$ (千円) (注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－15 一般管理費等率（建築工事）

工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%
算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (千円) 注. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－16 一般管理費等率（電気設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (千円) 注. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－17 一般管理費等率（機械設備工事、昇降機設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%
算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注． G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－18 建築工事の共通仮設費率に含まれない内容

項目	内容
準備費	敷地測量に要する費用、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に要する費用
仮設建物費	監理事務所の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用
環境安全費	安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の養生シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	本受電後の電力基本料金
機械器具費	揚重機械器具に要する費用
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
その他	共通仮設費率に含まれない材料及び製品の品質管理試験に要する費用

別表－19 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含まれない内容

項目	内容
準備費	敷地測量に要する費用、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に要する費用
仮設建物費	監理事務所、備品等の費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用
環境安全費	安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の養生シートの全面掛払い、防音パネ

	ルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	本受電後の電力基本料金
機械器具費	揚重機械器具に要する費用
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
その他	共通仮設費率に含まれない材料及び製品の品質管理試験に要する費用

別表－20 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
0 から 5 以下	1. 0 5
5 を超え 1 5 以下	1. 0 4
1 5 を超え 2 5 以下	1. 0 3
2 5 を超え 3 5 以下	1. 0 1

別表－21 一括する工事の関連性が認められる場合若しくは工事工程の一部分を先行して完成させる場合

ア 建築工事と外構工事に明示される指定部分
イ 棟続きの増築工事における増築工事と既存改修工事に明示される指定部分
ウ 改修工事における同一棟の一部分を完成させる指定部分

別表－22 同一の工事種別の分類

分類	工事種別
1	建築一式工事
2	電気工事、電気通信工事
3	管工事
4	機械器具設置工事
5	消防施設工事

別表－23 材料価格等の物価資料の適用月

積算時期	物価資料の適用月
4月～6月	4月号
7月～9月	6月号
10月～12月	10月号
1月～3月	1月号

別表－24 材料単価の物価資料の適用月

積算時期	物価資料の適用月
前年7月から本年6月	前年の6月号
本年7月から来年6月	本年の6月号

別表－25 市場単価及び材工単価の適用月

積算時期	物価資料の適用月
4月～6月	4月号（春号）
7月～9月	7月号（夏号）
10月～12月	10月号（秋号）
1月～3月	1月号（冬号）

別表-26 建築工事

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率対象	備考
建築工事	仮設	20～30%	労、雑	
	土工	20～30%	労、雑	
	地業	20～30%	労、雑	
	鉄筋	20～30%	労、雑	
	コンクリート	20～30%	労、雑	
	型枠	18～26%	材、労、雑	
	鉄骨	20～30%	労、雑	
	既製コンクリート	15～23%	材、労	材にセメント、細骨材、鉄筋は含めない
	防水	15～23%	材、労、雑	
	石	16～24%	労	
	タイル	16～24%	材、労	材にセメント、細骨材は含めない
	木工	20～30%	労	
	屋根及びとい	15～23%	材、労、雑	
	金属	16～24%	材、労	
	左官	19～27%	労	
	建具（建具取付）	16～24%	労	
	建具（ガラス）	15～23%	材、労	
	塗装	18～26%	材、労、雑	
	内外装	15～23%	材、労、雑	材にセメント、細骨材は含めない
	仕上ユニット	20～30%	労	
	排水	18～26%	材、労、雑	材に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含めない
	構内舗装	18～26%	材、労、雑	
	植栽（樹木費以外）	18～26%	材、労、雑	材に芝を含む
	植栽（樹木費）	上記決定率×0.7	材	材に地被類を含む
撤去	20～30%	労、雑		
外壁改修	20～30%	労		
とりこわし	20～30%	労、雑		

- (注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
2. 植栽の「その他」の率には枯補償、枯損処置を含むものとする。
3. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

別表－27 電気設備工事

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率対象	備考
電 気 設 備 工 事	配管工事	20～30%	労	
	配線工事	20～30%	労	
	接地工事	20～30%	労	
	塗装工事	18～26%	材、労、雑	
	機器搬入	20～30%	労、雑	
	電灯設備	20～30%	労	
	動力設備	19～27%	労	
	雷保護設備	20～30%	労	
	受変電設備	19～27%	労	
	電力貯蔵設備	19～27%	労	
	架空線路	20～30%	労	
	地中線路	20～30%	労	
	構内交換設備	19～27%	労	
	情報表示・拡声設備	19～27%	労	
	誘導支援設備	19～27%	労	
	テレビ共同受信設備	19～27%	労	
	監視カメラ設備	19～27%	労	
	火災報知設備	19～27%	労	
	撤去	20～30%	労	
	機器搬出	20～30%	労、雑	
はつり工事	20～30%	労		

- (注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

別表－28 機械設備工事

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率対象	備考
機 械 設 備 工 事	各種配管工事	20～30%	労	労務費にははつり補修費を含む
	配管付属品	19～27%	労	弁、伸縮継手、蒸気トラップ、水栓、排水金具、計器類等
	保温工事	18～26%	材、労、雑	
	塗装工事	18～26%	材、労、雑	
	機器搬入	20～30%	労、雑	
	総合調整	20～30%	労	
	空気調和機器	19～27%	労	ボイラー、冷凍機、空気調和機、ポンプ、送風機等
	ダクト工事	16～24%	材、労、雑	
	ダクト付属品	19～27%	労	吹出口、吸込口、ダンパー類等
	ダクト付属品 (たわみ継手)	18～26%	材、労	
	自動制御設備	19～27%	労	労務費には自動制御機器調整費を含む
	衛生器具	20～30%	労	
	衛生機器	19～27%	労	タンク、ポンプ、厨房器具、湯沸器、消火器具類等
	柵	19～27%	労	ため柵、インバート柵、弁柵類等
	撤去	20～30%	労	
	配管分岐・切断	20～30%	労	複合単価分は対象外
	機器搬出	20～30%	労、雑	
	はつり工事	20～30%	労	
ダクト端部閉塞	16～24%	材、労		
インバート改修	19～27%	労		

(注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。